

## 2019年度事業計画について

会則第4条に掲げる次年度の事業について次の通り計画する。

### 1. 重点事業

利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、水先人の信用及び品格の保持及び更なる品質の保持に努める。

### 2. 各事業

2019年度は昨年度に引続き、次の具体的事業を行う。

#### (1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上及び健康管理(アルコールチェック含む)など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理の推進
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

#### (2) 水先人の養成関連事業

- ・日本水先人会連合会から要請があった場合、他の水先区の業務支援に関する協力
- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進

#### (3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の適確な実施
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備
- ・会員のための料金收受事務の適確な実施

#### (4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開